

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都都税条例の規定による納期限等の延長……………一
- ………（主税局税制部税制課）……………一
- 市街地再開発組合の設立認可……………一
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………一
- 都営住宅の廃止……………二
- ………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）……………二
- 都営住宅の使用料の変更……………二
- ………（同）……………二
- 特定都営住宅の廃止……………五
- ………（同）……………五
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………六
- ………（同）……………六
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………七
- ………（同）……………七
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………七
- ………（同）……………七
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………七
- ………（環境局総務部環境政策課）……………七
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………三
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）……………三
- 平成三十年における底立てはえ縄漁業の許可等の申請期間等……………四
- ………（産業労働局農林水産部水産課）……………四
- 港湾施設の供用中止……………四
- ………（港湾局港湾経営部経営課）……………四

規程（文）

規程（水）

公告

告示

●東京都告示第六十五号

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号。以下「条例」という。）第十七条の二第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のように延長する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

都税（証紙徴収の方法による納付及び条例第百二条の四第一項の規定による自動車取得税の申告納付に係るものを除く。）の納税者のうち住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該都税の納期限等が平成三十年七月五日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

都道府県名

指定地域

岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

●東京都告示第六十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき中野二丁目地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称
中野二丁目地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成三十年七月三十一日から平成三十六年十一月三十日まで
- 三 施行地区
中野区中野二丁目地内
- 四 事務所の所在地
中野区中野二丁目二十五番八号
- 五 設立認可の年月日
平成三十年七月三十一日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示するものとし、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成三十年八月二十九日

●東京都告示第千六百六十七号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

南六郷一丁目アパート
(1号棟)

大田区南六郷一丁目二十二番

中層耐火 三六・二平方メートル

四五戸

南六郷一丁目アパート
(2号棟)

同右

同右 三九・〇平方メートル

同右

第2舟渡二丁目アパート
(3号棟)

板橋区舟渡二丁目十七番

同右 三四・三平方メートル

三二戸

第2舟渡二丁目アパート
(4号棟)

同右

同右 三三・四平方メートル

三五戸

五反野北町アパート
(2号棟)

足立区弘道二丁目二十六番

同右 三一・九平方メートル

二三戸

五反野北町アパート
(12、13号棟)

足立区弘道二丁目二十二番

同右

三九戸

大橋二丁目アパート
(3号棟)

目黒区大橋二丁目十六番

同右

三〇戸

●東京都告示第千六百六十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成三十年八月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	2	28,200	45,800
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	33,600	68,900
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	41,500	76,400
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート (3号棟)	港区港南4-5	37.3	1	35,100	71,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (8号棟)	新宿区戸山2-8	38.8	1	32,400	60,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (2号棟)	新宿区戸山2-22	38.8	2	32,900	64,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (20号棟)	新宿区戸山2-20	38.3	1	32,800	60,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (10号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	1	34,000	72,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (10号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	1	34,200	74,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (28号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,300	65,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,500	45,700
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (2号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,500	45,700
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート (1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	1	36,400	57,500
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート (15号棟)	文京区本郷1-35	37.3	1	33,200	59,100
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート (3号棟)	台東区清川2-22	34.3	2	25,500	33,500
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (35号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,900	45,000
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,800	50,000
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (3号棟)	江東区西亀戸7-56	36.6	2	28,700	38,100
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,700	46,400
一般都営	高層耐火	枝川三丁目アパート (1号棟)	江東区枝川3-4	51.2	1	42,700	71,400
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (13号棟)	江東区南砂5-24	33.4	2	26,400	41,000
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート (14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	30,800	38,700
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (9号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (13号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	2	27,300	44,100
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	2	31,000	36,800
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (2号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	44,000
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,900	44,400
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	31,900	50,200
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート (13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	47,100	67,200
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (1号棟)	大田区東糀谷6-9	42.2	1	33,700	46,900
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート (2号棟)	大田区西糀谷2-23	42.2	1	34,300	59,200

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート (14号棟)	大田区東糀谷5-17	51.2	1	42,700	65,500
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	50,100	81,400
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート (4号棟)	世田谷区梅丘1-40	51.0	1	42,700	85,900
一般都営	中層耐火	南鳥山六丁目アパート (2号棟)	世田谷区南鳥山6-31	48.1	1	40,800	81,600
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート (2号棟)	世田谷区桜1-53	42.3	1	34,500	60,500
一般都営	中層耐火	等々力六丁目アパート (6号棟)	世田谷区等々力6-34	51.0	2	42,600	85,000
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (8号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,100	68,800
一般都営	中層耐火	駒沢三丁目アパート (7号棟)	世田谷区駒沢3-22	51.0	1	42,700	85,700
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート (49-2号棟)	渋谷区笹塚2-49	38.7	1	33,000	74,700
一般都営	中層耐火	渋谷一丁目アパート (28号棟)	渋谷区渋谷1-23	59.6	1	58,800	150,000
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート (36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,900	71,300
一般都営	高層耐火	南台二丁目アパート (3号棟)	中野区南台2-29	41.5	2	31,400	51,700
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	2	28,100	42,600
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート (3号棟)	杉並区高井戸東1-14	39.0	2	28,800	62,800
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート (1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	2	35,900	53,500
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート (2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	2	31,200	49,500
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート (10号棟)	北区西ヶ丘2-16	51.0	1	41,200	66,900
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート (21号棟)	荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,600	72,600
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (2号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,800	31,200
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	27,000	39,800
一般都営	中層耐火	相生町アパート (2号棟)	板橋区相生町24-2	42.3	1	32,000	52,000
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート (2号棟)	練馬区春日町5-29	51.2	1	40,000	73,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (18号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート (24号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート (26号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート (31号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,800	44,500
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート (11号棟)	練馬区高野台1-1	41.7	1	31,100	66,400
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート (3号棟)	練馬区春日町4-12	48.1	2	37,700	69,900
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート (6号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,800	74,400
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート (2号棟)	足立区中央本町5-16	55.9	1	41,000	71,300
一般都営	高層耐火	足立中央本町五丁目アパート (6号棟)	足立区中央本町5-20	55.9	1	41,000	72,500
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	24,000	37,100
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (4号棟)	足立区六月2-27	55.9	1	41,200	69,400

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(4号棟)	足立区西保木間1-3	55.9	1	41,400	71,000
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート(23号棟)	足立区梅田3-2	59.6	1	43,700	74,400
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(1号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,700	40,500
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(1号棟)	足立区保木間1-25	41.6	1	29,500	41,300
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(5号棟)	足立区保木間1-36	41.6	1	29,500	41,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(4号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(10号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(14号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,600	35,200
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(16号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,300
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(8号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,300
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(10号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	2	23,000	37,600
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	2	26,200	40,500
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,700	33,700
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(6号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,000
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(7号棟)	足立区辰沼1-2	33.4	1	22,900	35,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(6号棟)	足立区六木1-5	35.7	2	24,400	37,400
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,800	43,200
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(19号棟)	足立区花畑8-5	41.7	1	28,500	41,300
一般都営	高層耐火	千住東二丁目アパート(10号棟)	足立区千住東2-10	43.9	1	31,800	50,400
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(3号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	30,000	40,700
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,700	40,900
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(22号棟)	足立区南花畑5-14	60.9	1	43,900	69,900
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(4号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	40,000	65,200
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(3号棟)	足立区青井3-30	55.9	1	41,400	75,700
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(4号棟)	足立区青井3-30	55.9	1	41,400	75,700
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート(1号棟)	足立区青井3-29	51.2	2	38,000	69,200
一般都営	高層耐火	青井三丁目アパート(7号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	38,000	67,200
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,500	65,100
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(1号棟)	葛飾区東金町5-28	55.9	1	41,200	69,000
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(3号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,600	72,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	42,800

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	42,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-3号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	69,500
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-7号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	75,500
一般都営	中層耐火	立川幸町二丁目第2アパート(1号棟)	立川市幸町2-19	42.3	1	22,400	42,200
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート(2号棟)	立川市柴崎町6	60.9	1	35,300	69,600
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(4号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,600	87,100
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(9号棟)	武蔵野市境5-32	62.1	1	47,800	97,700
一般都営	中層耐火	境南町三丁目アパート(13号棟)	武蔵野市境南町3-25	51.0	1	37,700	75,600
一般都営	中層耐火	井の頭三丁目アパート(37号棟)	三鷹市井の頭3-16	51.0	1	37,100	71,300
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(6号棟)	三鷹市上連雀7-23	51.0	1	37,100	73,300
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(19号棟)	三鷹市上連雀6-6	39.0	1	27,100	55,800
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(7号棟)	三鷹市上連雀9-37	62.1	1	46,100	92,000
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(3号棟)	三鷹市上連雀7-19	39.0	2	27,500	57,800
一般都営	高層耐火	中原四丁目第1アパート(2号棟)	三鷹市中原4-17	43.9	1	31,300	56,400
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート(2号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	38,700	87,600
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート(3号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	38,700	87,600
一般都営	中層耐火	府中幸町二丁目第2アパート(1号棟)	府中市幸町2-3	63.2	1	41,600	97,700
一般都営	中層耐火	府中幸町二丁目第2アパート(7号棟)	府中市幸町2-3	63.2	1	41,600	97,700
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目アパート(1号棟)	調布市富士見町3-17	62.1	1	38,200	90,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8-15	53.5	1	29,900	64,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8-15	53.5	1	29,900	64,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(3号棟)	調布市国領町3-8-15	45.2	1	25,200	54,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1-35	51.2	1	30,600	73,500
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(5号棟)	調布市富士見町3-19-1	56.8	1	34,800	83,300
一般都営	中層耐火	入間町三丁目アパート(3号棟)	調布市入間町3-3	59.6	1	37,900	89,300
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(7号棟)	町田市町田中町4-7	48.1	1	29,000	65,500
一般都営	中層耐火	原町田二丁目アパート(1号棟)	町田市原町田2-26	61.5	1	39,900	82,400
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2	55.9	1	32,600	74,100
一般都営	中層耐火	小金井中町二丁目アパート(2号棟)	小金井市中町2-1	61.3	1	39,200	94,000
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート(4号棟)	小金井市東町3-10	55.9	1	35,600	83,500
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(6号棟)	東村山市秋津町5-1	51.0	1	31,000	64,200
一般都営	中層耐火	国立西三丁目アパート(1号棟)	国立市西3-8	55.9	1	33,600	76,700

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート（1号棟）	西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	68,600
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート（5号棟）	西東京市緑町3-8	60.5	2	37,900	82,100
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート（17号棟）	西東京市南町1-2	48.1	1	28,700	63,200
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート（19号棟）	西東京市田無町7-12	56.8	1	34,100	70,600
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート（22号棟）	西東京市田無町7-13	56.8	1	34,100	70,600
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート（18号棟）	西東京市田無町7-11	56.8	1	34,100	70,600
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート（17号棟）	西東京市向台町3-8	55.9	1	33,200	71,100
一般都営	中層耐火	田無向台四丁目第2アパート（3号棟）	西東京市向台町4-16	55.9	2	33,600	70,500
一般都営	中層耐火	田無向台四丁目第2アパート（2号棟）	西東京市向台町4-16	48.1	1	28,900	60,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（36号棟）	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート（47号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	46,700
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート（13号棟）	清瀬市竹丘1-5	55.9	1	32,000	62,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（5-2-4号棟）	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-2-8号棟）	多摩市諏訪4-2	37.7	1	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-3-5号棟）	多摩市諏訪4-3	37.7	2	17,400	30,300
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（1-2-2号棟）	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,400	35,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（4-1-2号棟）	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（3-1-3号棟）	多摩市貝取3-1	55.9	1	30,600	55,300
一般都営	中層耐火	稲城アパート（17号棟）	稲城市大丸630	48.1	1	27,600	61,200

●東京都告示第千六十九号

次の特定都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
五反野北町アパート (1、7号棟)	足立区弘道二丁目二十六番	中層耐火 二九・七平方メートル	六四戸
五反野北町アパート (10号棟)	足立区弘道二丁目二十三番	同右	五〇戸
五反野北町アパート (11号棟)	足立区弘道二丁目二十二番	同右	四〇戸

●東京都告示第七十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
 条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十
 一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規
 定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平
 成三十年八月一日から実施するので、同条例第三条第三項
 の規定により告示する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート（1号棟）	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,600
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	43.9	2	34,200
改良	高層耐火	白鬚東アパート（18号棟）	墨田区堤通2-10	51.3	1	37,000
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（7号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（10号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（4号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（6号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート（25号棟）	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,600
改良	中層耐火	西巢鴨二丁目アパート（23-2号棟）	豊島区西巢鴨2-23	36.4	1	28,800
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート（1号棟）	荒川区荒川7-8	40.6	2	29,600
改良	中層耐火	常盤台一丁目アパート（10号棟）	板橋区常盤台1-59	36.4	1	27,500
改良	中層耐火	東和アパート（2号棟）	足立区東和2-6	32.6	1	22,300
改良	高層耐火	調布くすのきアパート（3号棟）	調布市国領町3-8-15	45.2	1	25,200
改良	中層耐火	国立北三丁目アパート（10号棟）	国立市北3-25	39.0	1	21,100
改良	中層耐火	国立北三丁目アパート（5号棟）	国立市北3-25	48.1	1	27,400
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（15号棟）	墨田区堤通2-8	60.8	1	44,400
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（16号棟）	墨田区堤通2-8	60.8	1	44,400
再開発	高層耐火	小松川アパート（2号棟）	江戸川区小松川2-1	53.5	1	42,800
再開発	高層耐火	小松川アパート（2号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第七十一号

東京都管住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

墨田一丁目第2アパート 墨田区墨田一丁目四 八一区画
ト駐車場 番

西新井本町四丁目アパート 足立区西新井本町四 一七区画
ト駐車場 丁目二十七番

●東京都告示第七十二号

東京都管住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

鎌倉二丁目アパート駐 葛飾区鎌倉二丁目十一四区画
車場 七番

●東京都告示第七十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、（仮称）日本橋一丁目中地区再開発計画について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

日本橋一丁目中地区(4-12番街区)再開発準備組合理事長 近藤 昌義

中央区日本橋一丁目八番三号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区日本橋一丁目に位置する事業区域面積約三ヘクタールに、国際競争力の強化に資する金融・ライフサイエンス拠点及び国際都市東京の魅力発信空間を形成する市街地再開発事業であり、計画地は、東京都環境影響評価条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成三十年七月三十一日から同年八月十四日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号

イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業は、「東京都環境影響評価条例」(昭和55年10月 条例第96号) 第40条 第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域(特定の地域)」における「東京都環境影響評価条例施行規則」(昭和56年8月 規則第134号) 第52条に規定する「高層建築物の新築」に該当するため、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目の中から、地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。
環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(7)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染	<p>①工事の施行中 【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.070ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を上回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は48.9%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.056mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は18.1%である。</p> <p>なお、工事中は、建設機械の稼働による寄与率を極力小さくするため、建設機械の集中稼働を行わないよう工事工程の平準化に努めるとともに、第三次排出ガス対策型建設機械等の採用に努める。また、建設機械の不必要なアイドリングの防止やJISに適合した燃料の使用を徹底するなど、環境保全のための措置を確実に実施することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への負荷の低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大きいですが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.045ppm～0.049ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満～0.3%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.049mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染 (つづき)	<p>②工事の完了後 【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.044ppm～0.049ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満～0.5%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.049mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.048ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は8.5%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.048mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%である。</p> <p>なお、駐車場内にはアイドリングストップの看板等を設置するなど、アイドリングストップの周知を図る。</p> <p>以上のことから、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準値を下回り、更には上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、地下駐車場の供用に伴う大気質への影響は、より一層低減されると考える。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.048ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。また、熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、熱源施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>
騒音・振動	<p>①工事の施行中 【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 工事開始10ヶ月目の建設作業騒音レベル(L₉₅)は最大78dB(計画地南側地境界)であり、評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年12月 条例第215号) (以下「環境確保条例」という。)の報告基準値(85dB)を下回る。また、本工事では、ジャイアントブローカーによる解体以外の作業も同時に進めるが、解体以外の作業に適用される報告基準値(80dB)も下回っている。</p> <p>工事開始34ヶ月目の建設作業騒音レベル(L₉₅)はCD掘削機を用いた地中障害物撤去の影響が支配的な地点において、最大80dB(計画地東側地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」の解体以外の作業に適用される報告基準値(80dB)以下である。</p> <p>なお、解体以外の作業に係る建設作業騒音レベル(L₉₅)については、敷地境界において、解体以外の作業に適用される報告基準値(80dB)以内となるよう施工するものとする。</p> <p>工事中は、建設作業騒音を極力小さくするため、低騒音工法の選択、建設機械の配置への配慮等、適切な工事方法を検討するなどにより、建設機械の稼働に伴う影響のさらなる低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設作業騒音レベル(L₉₅)は報告基準値以下であり、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の影響は低減されると考える。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
騒音・振動 (つづき)	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 工事開始 10ヶ月目の建設作業振動レベル(L₁₀)は最大 68dB(計画地南側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」の報告基準値(75dB)を下回る。また、本工事では、ジャナイアントレーカーによる解体以外の作業も同時に進めるが、解体以外の作業に適用される報告基準値(70dB)も下回っている。 工事開始 34ヶ月目建設作業振動レベル(L₁₀)はジャナイアントレーカーを用いた解体作業(地中障害物除去)の影響が支配的な地点において、最大73dB(計画地東側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」の報告基準値(75dB)を下回る。ここで、解体以外の作業に適用される報告基準値(70dB)を上回り、最大値(73dB)相当の振動レベルが出現するのは、ジャナイアントレーカーを用いた解体作業(地中障害物除去)が行われる都道316号(昭和通り)の道路敷地内の限られた範囲である。 なお、解体以外の作業に係る建設作業振動レベル(L₁₀)については、敷地境界において、解体以外の作業に適用される報告基準値(70dB)以内となるよう施工するものとする。 工事の施行中は、建設作業振動を極力少なくするため、建設機械の配置への配慮等、適切な工事方法を検討することにより、建設機械の稼働に伴う影響のさらなる低減に努める。 以上のことから、建設作業振動レベル(L₁₀)は報告基準値を下回り、更に上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う建設作業振動の影響はより一層低減されると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L_{eq})は昼間で69dB～73dBである。一部の地点において、評価の指標とした環境基準(昼間 70dB)を上回るが、現地調査ですべてに環境基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル(L₁₀)は昼間で32～48dB、夜間で27～46dBであり、「環境確保条例」の規制基準値(昼間 65dB・夜間 60dB)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間で1dB未満～1dB、夜間で1dB未満である。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考える。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
日 影	<p>①工事の完了後 【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画地近傍の重要な地点における計画地内の建築物による冬至日の日影は、地点C(堀留児童公園)では約40分増加するが、地点A(日本橋南西橋詰)では約20分減少し、地点B(江戸橋南東橋詰)では日影時間は変化しないことから、計画建築物による日影の影響は小さいと考える。 また、計画建築物によって生じる1時間以上の日影は、日影規制の対象区域には及ばない。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を満足すると考える。</p>
電波障害	<p>①工事の完了後 【建築物等の設置による遮へい障害及び反射障害】 地上デジタル放送の広域局の遮へい障害は敷地境界から南西方向に最大距離約200mの範囲に、県域局の遮へい障害は南西方向に最大距離約620mの範囲に、衛星放送の遮へい障害は、敷地境界から北北東方向及び北東方向に最大距離約300mの範囲に生じると予測するが、工事の進捗によりテレビ電波の受信障害が発生する前に適切な対策を講じる。 以上のことから、テレビ電波の受信障害を起こさないと考える。</p>
風環境	<p>①工事の完了後 【平均風向、平均風速の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】 防風対策を考慮した場合、計画建築物の建設後の風環境は、計画建築物の建設前と比較すると、44地点で領域が変化し、領域が下がる(風速が小さくなる)地点が3地点、領域が上がる(風速が大きくなる)地点が41地点であった。領域が上がる地点の内訳は、領域B(低中層市街地相当)となり、領域D(強風地域相当)となる地点はなかった。 また、建設前に領域C(中高層市街地相当)となる地点が6地点となり、領域Cであった15地点のうち9地点は領域Bとなる。 今後、中央区等と広場の活用方針について協議を進めるとともに、事業計画の詳細検討において、計画地内の広場(C街区の北東角のゾーン)の活用方法などを具体化する中で、その活動内容に相応しい風環境となるように防風植栽、防風柵等を効果的に用いることを検討して風環境の一層の低減を図る。なお、防風対策の具体化に当たっては、風洞実験等によりその効果を事前に把握する。 計画地外においては、今後、『日本橋 橋詰周辺地域街づくり会議』を通じて周辺の開発事業者のら者で街づくりについて連携・協力し、良好な環境確保の観点から風環境についても調整する。とくに本事業は他に比べて計画の進捗が早く、区域内の中心に位置することから、今後とも積極的に相互に連携を図っていく。 以上のことから、工事の完了後の風環境は、計画地及びその周辺の街並みとして許容される風環境であると考える。</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
景観	<p>①工事の完了後</p> <p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地周辺の主な景観構成要素は、建築物（歴史的建造物、超高層建築物、その他の中高層建築物）、日本橋川、道路、樹木等である。本事業では、計画地内の日本橋野村ビル旧館は耐震補強等を実施して保存する計画であり、新たに建設する超高層建築物や広場等についても、景観構成要素を大きく変化させることはない。</p> <p>また、本事業では、現況の水辺に近づきにくい沿川の状況を改善し、地区の歴史・文化や水辺環境を活かした親水性の高いオープンスペースネットワークを整備する方針である。</p> <p>以上のことから、首都にふさわしい風格のある景観形成と水辺を生かした魅力的な都市空間の創出が図られると考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>工事の完了後は、計画建築物が眺望を変化させる要素となるが、新たな建造物は、計画地内に保存する日本橋野村ビル旧館と調和した色彩・デザイン等とすることから、近景域から中景域においては日本橋地区の歴史と文化を継承した都市再生事業の建築物の一つとして認識され、遠景域では、計画建築物は東京の都市再生により新たに建設された建築物群の構成要素の一つとして認識されると予測する。</p> <p>以上のことから、首都にふさわしい風格のある景観形成が図られると考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>工事の完了後の地域全体の形態率は、現況と比較して6.2%～10.7%増加する。</p> <p>日本橋のある国道1号（中央通り）側は、高層部をセプトバックさせ、手前に広場や低層部を配置し、さらに、周辺建物との軒線の連続性（表情線の形成）や、足元空間における商業の賑わい、商業の顔づくりによって、沿道周辺の街並みとの調和を図る手法により、圧迫感の軽減を図るものとする。</p> <p>計画建築物の高層部が面する都道316号（昭和通り）側については、歩道状空地に防風植栽を兼ねた常緑高木を植栽し、圧迫感の低減を図るものとする。</p> <p>以上のことから、圧迫感の軽減が図られると考える。</p>

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
史跡・文化財	<p>①工事の施行中</p> <p>【計画地内の文化財の現状変更の程度及び周辺地域の文化財の損傷等の程度】</p> <p>計画地内の都指定旧跡「名水白木屋の井戸」については、井戸は既に消失しており、石碑は平成16年に日本橋一丁目交差点角から移設再現したものである。現在の位置は道路拡幅部にあたることから、石碑及び銘板等は東京都教育委員会の許可及び指示を受けて、計画地内の適切な場所に移設する等の措置を行う。</p> <p>計画地内の中央区指定有形文化財（建造物）「日本橋野村ビルディング旧館」については、文化財としての価値を維持するために構造補強が必要であり、本事業の工事において、耐震補強等を実施して保存する計画である。今後、中央区教育委員会と協議の上、保存活用計画書（基本方針）を策定し、文化財保護の諸手続き等について定め、着工にあたっては中央区教育委員会へ適切な手続きを実施するものとする。</p> <p>計画地に近接する国指定重要文化財（建造物）「日本橋」については、本事業の工事による影響が及ぶことがないよう、施工区域の周囲に仮囲いを設置し、地盤の変形を抑制する適切な工事を実施する。また、デザインラベルによる漏水は地盤沈下が生じないよう配慮した計画とする。</p> <p>計画地内A街区の「日本橋野村ビルディング旧館」については、同様の配慮をするほか、A街区自体が耐震補強等の工事を行うことから、B街区、C街区の工事による影響が及ぶことがないよう、工事時期の重なりや近接工事の施工方法等を十分検討し、適切に工事を実施する。</p> <p>以上のことから、本事業の実施により、計画地内及び周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p> <p>【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】</p> <p>計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、既に調査済みであり、計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない範囲については、東京都教育委員会からの指示、中央区教育委員会との協議に基づき適切な対応を図る。工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合には、「文化財保護法」に基づき、中央区教育委員会等関係機関と協議を行い、適切な対応を図る。</p> <p>以上のことから、本事業の実施により、埋蔵文化財包蔵地の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p> <p>②工事の完了後</p> <p>【計画地内の文化財の現状変更の程度】</p> <p>計画地内の中央区指定有形文化財（建造物）「日本橋野村ビルディング旧館」については、80年以上に渡って記憶されてきた日本橋の風格ある景観の保全、耐震補強による安全性と耐久性の確保および低層階へのにぎわい機能を導入する計画である。にぎわい機能としては、日本橋川沿いエリアの拠点形成に資する施設として、店舗等の導入を検討する。</p> <p>保存・活用については、今後中央区教育委員会と協議の上、本事業の供用開始までに策定する保存活用計画書に基づき、中央区教育委員会への適切な手続きを踏まえて実施するものであり、文化財の価値等に影響を与えないものではない。</p> <p>以上のことから、本事業の実施により、計画地内の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
史跡・文化財 (つつぎ)	【文化財の周辺の環境の変化の程度】 本事業は本地域の上位計画の方針に基づき、日本橋川沿いエリアの拠点にふさわしい都市再生を行うものであり、計画地に近接する国指定重要文化財(建造物)「日本橋」、移設等の措置を行う計画地内の東京都指定旧跡「名水日本屋の井戸」の石碑、耐震補強等を実施して計画地内に保存する中央区指定有形文化財(建造物)「日本橋野村ビルディング旧館」について、文化財の価値等や保存・管理に影響を与えるような要因はなく、文化財等の周辺の環境の変化はないと考える。

●東京都告示第七千七百七十四号

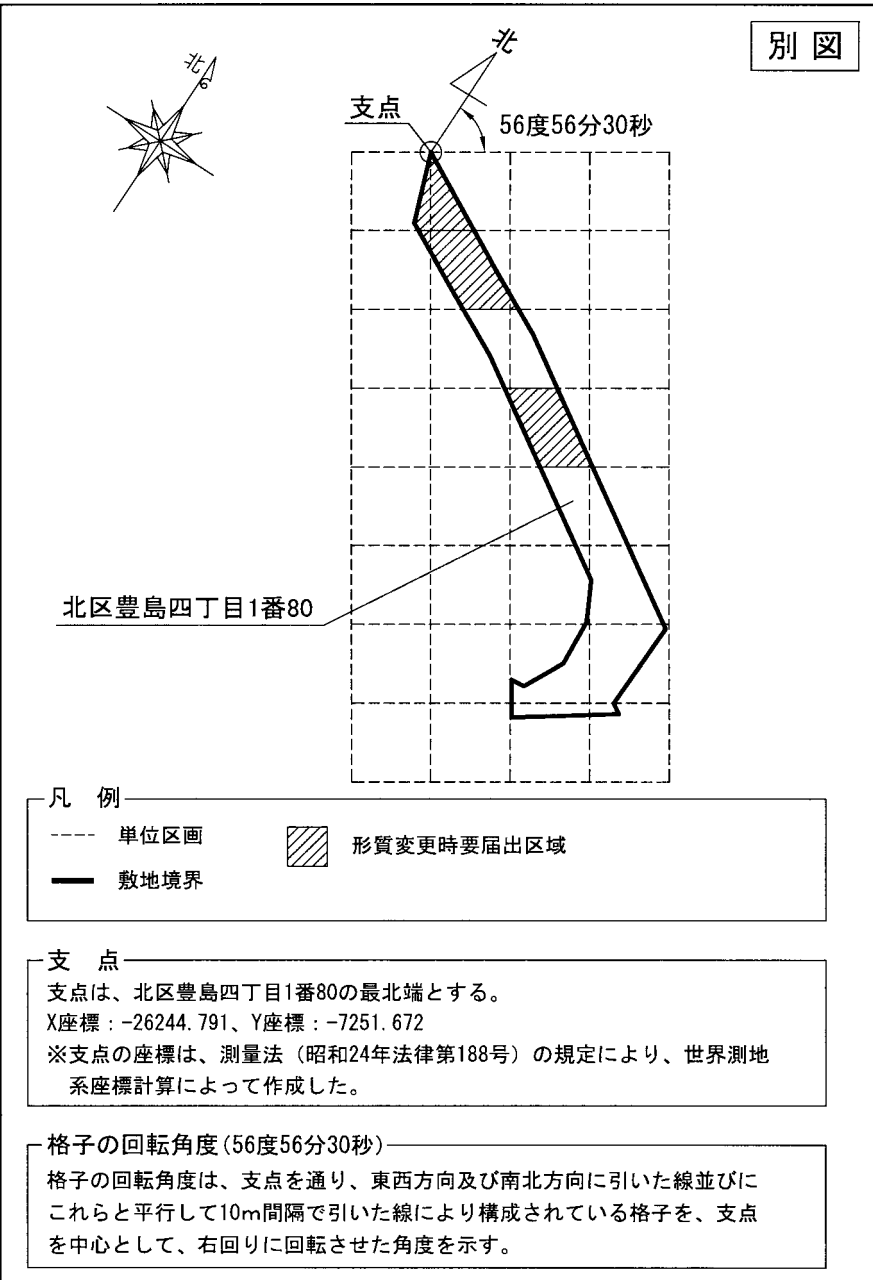
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区豊島四丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第七十五号

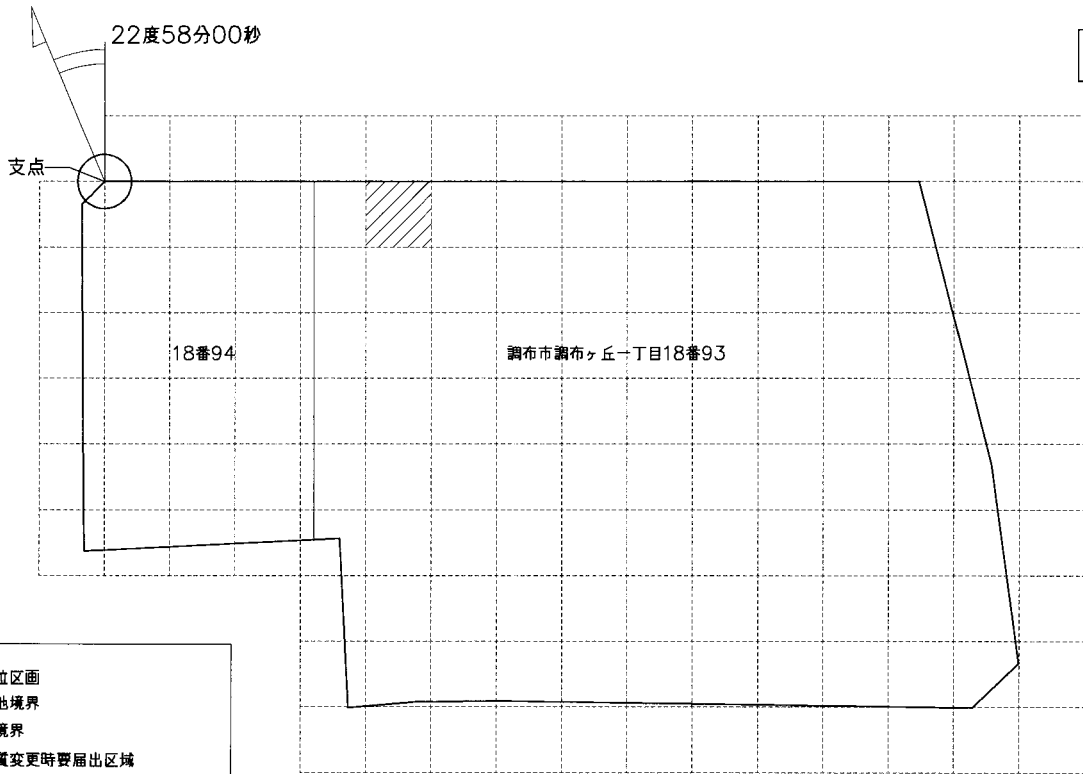
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（調布市調布ヶ丘一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



<凡例>

- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

<格子の回転角度 22度58分00秒 >

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<支点>

支点は、調布市調布ヶ丘一丁目18番94の最北端とする。

●東京都告示第七十六号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成三十年における底立てはえ縄漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成三十年八月一日から同月十五日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
二十五隻

●東京都告示第七十七号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	中止年月日
物揚場	月島漁業基地	七九五・三五メートルの	中央区豊海町	平成三十年八月一日
物揚場	同右	〇〇メートル		
同右	月島ふ頭物揚場	二九〇・〇〇メートルの	中央区勝どき五丁目	
同右	月島ふ頭物揚場	二九〇・〇〇メートルの	中央区勝どき五丁目	
同右	月島ふ頭物揚場	二九〇・〇〇メートルの	中央区勝どき五丁目	

規程(交)

●交通局規程第二十三号

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年七月三十一日

東京都交通局長 山手 齊

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する

規程

東京都交通局職員服務規程(昭和五十年交通局規程第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

2 職員は、退庁するとき、職員カード等により、自ら退庁時間の記録に必要な所定の操作を行わなければならない。ただし、職場の性質上これにより難しい場合は、上司等による現認その他の方法により退庁時間を記録するものとする。
別記第一号様式(表)を次のように改める。

別記

別記第一号様式(第5条関係)

(表)

東京都職員カード

TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

氏名 (写真)

ローマ字氏名

年 月 日

有効期限

カード番号

上記の者は、東京都職員であることを証明します。

東京都

(日本工業規格 X6301)

附則

1 この規程は、平成三十年八月一日から施行する。
2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局職員服務規程別記第一号様式による職員カードで現に発行済みのものは、この規程による改正後の東京都交通局職員服務規程別記第一号様式による職員カードの交付を受けるまでの間は、なお効力を有する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第十号

東京都水道局職員表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年七月三十一日

東京都水道局長 中嶋 正宏

東京都水道局職員表彰規程の一部を改正する

規程

東京都水道局職員表彰規程(昭和二十八年東京都水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書を削る。

第五条第三項中第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 理事

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

市街地再開発組合の理事長の住所の変更について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により東池袋四丁目2番街区地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年七月三十一日

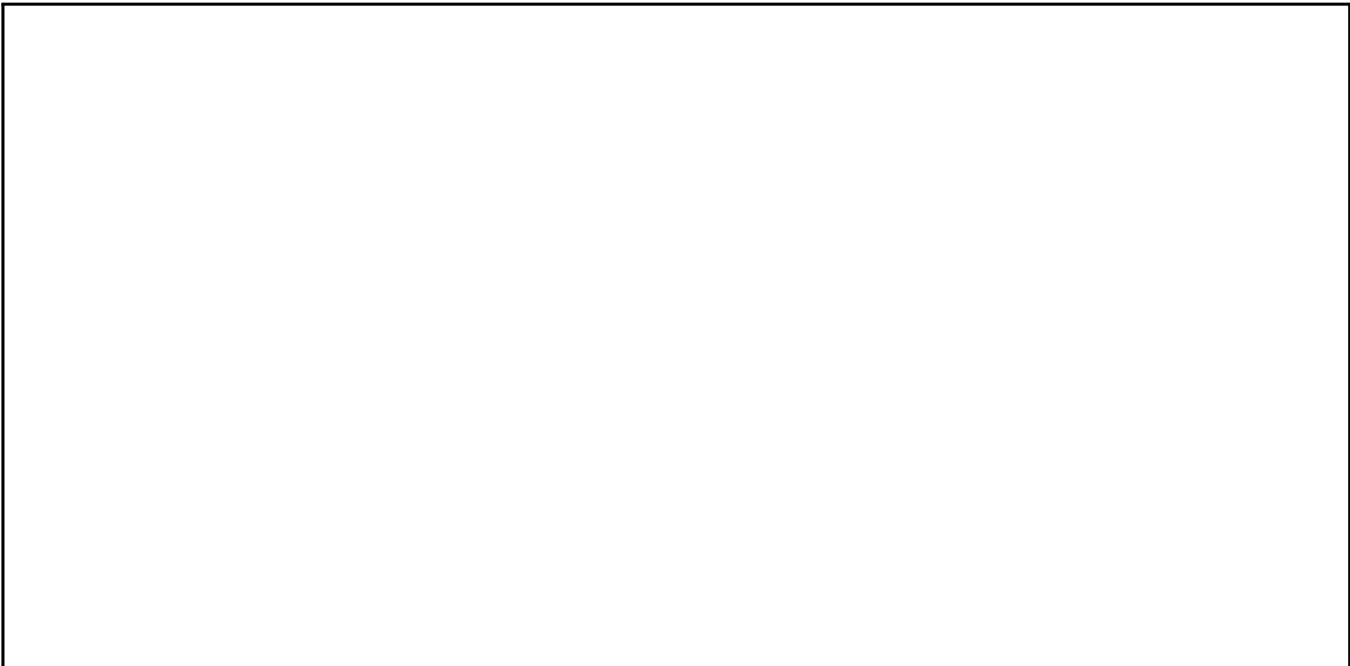
東京都知事 小池 百合子

一 氏名

米山 啓二

二 住所

文京区大塚六丁目二十四番十五ー一〇五号



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001